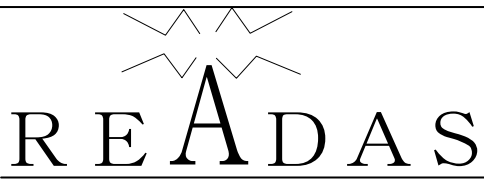


第 5753 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月13日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 仮想通貨交換業が可能に

Q：仮想通貨交換業ができるようになったようですが、どのような手続きが必要なのですか？

A：次の登録が必要です。

【解説】

仮想通貨交換業とは、次の3つの行為のうちいずれかの行為を業として行うものをいいます。

- ① 仮想通貨の売買又はその他の仮想通貨との交換
- ② ①の行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ ①②の行為に関して利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

平成29年4月1日から施行されている資金決済法では、仮想通貨交換業を行う事業者について登録(金融庁・財務局)を義務付けるなど一定の規制がなされています。

したがって、今後は、登録をしないと仮想通貨交換業を行うことができませんので、注意が必要です。

登録申請には、①取扱う仮想通貨の概要、②管理の方法、③仮想通貨交換業の利用者からの苦情や相談に応じる営業所の所在地及び連絡先、④加入する認定資金決済事業者協会の名称等を記載します。

登録された事業者は、随時、金融庁のウェブサイトで公表されることになっています。

